

## 第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成 24 年		平成 23 年		前 年 比		
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員	
<b>総 数</b>	<b>2,842</b>	<b>2,808</b>	<b>2,432</b>	<b>2,405</b>	<b>410</b>	<b>403</b>	
ダフヤ行為(第2条)	26	31	11	12	15	19	
シヨバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	2,232	2,185	1,995	1,961	237	224
	うち)盗撮	(484)	(472)	(263)	(257)	(221)	(215)
	その他(第2・3・4項)	-	-	1	3	△1	△3
つきまとい行為等(第5条の2)	5	3	4	4	1	△1	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為(第7条)	579	589	421	425	158	164	
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	

注 盗撮は卑わい行為の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

区 分	平成 24 年	平成 23 年	前 年 比	
ストーカー行為等に係る相談	1,437	993	444	
警告書の交付(第4条)	275	168	107	
禁止命令(第5条)	13	17	△4	
仮の命令(第6条)	-	-	-	
援助の実施(第7条)	151	71	80	
送致	ストーカー行為違反(第13条)	13	17	△4
	禁止命令違反(第14条)	3	3	-

注 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

区 分	平成 24 年	平成 23 年	前 年 比	
配偶者の暴力行為に係る相談	2,805	2,342	463	
接近禁止・退去命令(第10条)	19 (18)	13 (13)	6	
接近禁止(第10条1項1号)	66 (63)	69 (63)	△3	
退去命令(第10条1項2号)	1	1	-	
援助の実施(第8条の2)	1,671	1,120	551	
送致	保護命令違反(第29条)	2	2	-

注 ( ) 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課